三　熱痕跡減少装置（動力装置の効率を高め、又は環境への影響を低減するために特に設計したものを除く。）

四　船体の磁気痕跡減少装置

（四）軍用に設計したフェリー（（一）及び（三）に掲げるものを除く。）

ロ　軍用に設計したエンジン若しくは推進装置であって、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの

（一）潜水艦用に特に設計したディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの

1　出力が一・一二メガワット（一、五二二・八馬力）以上のもの

2　回転速度が毎分七〇〇回転以上のもの

（二）潜水艦用に特に設計した電動機であって、次のいずれにも該当するもの

1　出力が〇・七五メガワット（一、〇一九・七馬力）を超えるもの

2　急速逆回転が可能なもの

3　液冷式のもの

4　密閉式のもの

（三）非磁性ディーゼルエンジンであって、次のいずれにも該当するもの

1　出力が三七・三キロワット（五〇・七馬力）以上のもの

2　非磁性材料の重量が全重量の七五パーセントを超えるもの

（四）潜水艦用に特に設計した非大気依存型推進装置（原子力によるものを除く。）

ハ　水中探知装置若しくはその制御装置又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの

ニ　軍用に設計した防潜網又は魚雷防御網

ホ　軍用に設計した船体貫通装置若しくはコネクタであって、船舶外部の装置との相互作用を可能にするもの（単心、多心、共軸若しくは導波管式の船舶用コネクタ又は船体貫通装置であって、水深一〇〇メートルを超える海中において外部からの海水の流入を許さずに所定の性能を維持できるもの並びに深さのいかんを問わずレーザービームの伝送ができるよう設計した光ファイバーのコネクタ及び光学式船体貫通装置を含み、通常の推進軸及び水力学的制御用の駆動軸であって、船体を貫通するものを除く。）又はこれらの部分品であって、軍用に設計したもの

ヘ　サイレント軸受であって、次のいずれかを有するもの若しくはその部分品又はこれらの軸受を含む装置（軍用に設計したものに限る。）

（一）ガス又は磁気のサスペンション

（二）能動式の痕跡制御装置

（三）振動抑制装置

十四　軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　戦闘用有翼航空機又はそのために特に設計した部分品

ロ　軍用に設計し若しくは改造した有翼航空機（偵察、強襲、訓練、部隊若しくは軍用装備の輸送若しくは投下又は兵站用に設計したものを含み、軍用に構成しておらず、軍用に設計した装置又は取付品を取り付けておらず、かつ、一以上のワッセナー・アレンジメント参加国の航空当局によって民生用と認定されたもの並びにイに掲げるものを除く。）若しくは軽飛行機又はそのために特に設計した部分品（軍用に改造した有翼航空機又は軽飛行機の部分品にあっては、当該改造に必要なものに限る。）